

3. 軽自動車税

平成21年4月1日現在の課税台数は、2-3表のとおり1,421,531台となっており、前年度と比較して、1.8%の増になっている。これは、課税台数の3割超を占める軽四輪乗用自動車の台数が対前年度比6.1%増と、引き続き高い伸びを示したためと思われる。

また、軽四輪乗用自動車は14年度に貨物車の課税台数を超え、21年度も更にその差が広がり続けている。50cc以下の原動機付自転車及び農耕用車両は、依然として減少が続いている。

2-3表 軽自動車税課税台数の推移(「課税状況等の調」第33表)

(単位:台,%)

区分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度 伸率	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	343,102	339,036	335,274	329,886	323,272	313,305	△ 3.1	
	50cc超90cc以下	20,808	20,537	20,162	19,662	19,576	19,344	△ 1.2	
	90cc超	18,431	19,792	21,932	23,952	26,302	28,977	10.2	
	ミニカー	440	672	1,156	2,014	2,840	3,514	23.7	
	小 計	382,781	380,037	378,524	375,514	371,990	365,140	△ 1.8	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊	一 般	二輪車	57,246	59,611	62,092	64,066	65,298	66,045	1.1
		三輪車	43	43	41	44	43	44	2.3
	四輪車	乗用	394,589	427,426	461,398	499,046	531,958	564,346	6.1
		貨物	298,993	299,967	300,816	299,762	297,665	296,454	△ 0.4
	専ら雪上を走行するもの	1	1	1	1	1	3	200.0	
	農 耕 用	64,845	63,072	61,347	59,834	58,379	57,124	△ 2.1	
	特殊作業用	6,274	6,318	6,293	6,367	6,405	6,392	△ 0.2	
	小 計	821,991	856,438	891,988	929,120	959,749	990,408	3.2	
	二輪の小型自動車	59,388	60,705	62,206	63,188	64,449	65,983	2.4	
合 計	1,264,160	1,297,180	1,332,718	1,367,822	1,396,188	1,421,531	1.8		

4. 市町村たばこ税

県内のたばこ消費量は、2-4表に示すとおりで、近年では10年度をピークに11年度以降減少しており、20年度は対前年度比3.9%減となった。

2-4表 たばこ消費量の推移

(単位:千本)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
項目					
売り渡し本数	12,834,390	12,570,960	11,983,766	11,569,557	11,116,022
指 数	100	98	93	90	87

5. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は、28市3町村である。

◎市で課税していない団体(8市)

勝浦市(昭和60年度から)、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市

◎町村で課税している団体(2町1村)

酒々井町、印旛村(平成元年度から)、栄町

税収については、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準としているため、固定資産税と同様の傾向を示している。

2-5表 都市計画税の推移(「概要調書」第51表、第54表・「決算統計」第6表)

区分	都市計画 区域指定 市町村数 (イ)	課税市町 村数 (ロ)	左のうち未 線引団体 数	(イ)のうち 課税して いない団 体数	課税標準額 (百万円)		調定額 (千円)	収入額 (千円)
					土地	家屋		
13年度	55	33	8	22	14,040,784	9,333,700	70,886,714	61,682,198
14年度	59	34	8	25	13,980,236	9,779,519	70,961,764	61,690,186
15年度	60	34	8	26	12,150,833	8,998,373	67,093,268	58,156,614
16年度	59	33	8	26	11,480,841	9,356,210	66,420,108	57,696,138
17年度	60	33	8	27	11,049,561	9,637,727	66,041,725	57,195,648
18年度	57	32	8	25	10,840,702	8,845,401	62,149,117	54,383,795
19年度	49	31	7	18	10,878,053	9,209,456	62,646,529	55,578,735
20年度	49	31	7	18	10,957,328	9,660,091	63,449,764	56,810,043
21年度	49	31	7	18	11,103,189	9,502,164	-	-
21年度 20年度	100	100	100	100	101	98	-	-

※「都市計画区域指定市町村数」～「課税標準額」の欄は、各年度、その前年度の1月1日現在の数値
(例 21年度…平成21年1月1日)

6. 国民健康保険税(料)

平成20年度末において、県内56市町村のうち、国民健康保険税を採用している団体は45団体、国民健康保険料を採用している団体は11団体である。

20年度の国民健康保険事業会計決算の状況は、2-6表及び2-6図に示すとおり、歳入合計が5,728億円で、前年度に比べ30億円の減収(0.5%の減)となった。このうち、保険税(料)収入については、前年度に比べ14.9%減少し、構成比については前年度に比べ4.8ポイント減少した。

また、医療保険制度の改革に伴い、20年4月から新たに導入された前期高齢者交付金は、構成比の17.8%となる1千18億円であった。

2-6表 国保事業会計(事業勘定)決算の状況(「決算統計」第52表)

(単位:千円)

区分	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険税(料)	173,111,775	42.0	179,742,824	38.2	185,107,575	37.2	189,668,847	35.6	192,260,119	33.4	163,656,496	28.6
一部負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29	0.0	22	0.0	22	0.0
国庫支出金	144,003,404	31.8	147,776,514	31.8	137,534,677	27.6	129,964,626	24.4	129,093,394	22.4	128,429,094	22.4
うち												
財政調整交付金	18,172,832	3.4	19,573,699	4.0	18,359,358	3.7	18,244,950	3.4	17,682,305	3.1	15,819,779	2.8
療養給付費交付金	66,124,751	12.2	73,504,645	14.6	87,791,628	17.6	98,352,941	18.5	113,482,554	19.7	40,953,403	7.2
県支出金	2,106,862	0.0	2,130,510	0.5	17,616,606	3.5	23,527,574	4.4	24,505,588	4.3	23,996,754	4.2
他会計繰入金	41,155,051	8.3	39,912,423	9.1	44,462,194	8.9	46,563,340	8.7	46,493,662	8.1	44,420,213	7.8
基金繰入金	7,367,824	1.3	5,603,502	1.6	5,362,757	1.1	3,185,306	0.6	4,368,342	0.8	3,515,913	0.6
繰越金	10,076,825	3.0	8,613,713	2.2	9,225,094	1.9	10,585,619	2.0	12,254,173	2.1	8,481,458	1.5
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101,754,122	17.8
その他の収入	9,177,807	1.4	9,751,299	2.0	10,689,378	2.1	30,509,088	5.7	53,499,044	9.3	57,555,938	10.0
歳入合計	453,124,299	100.0	467,035,430	100.0	497,789,909	100.0	532,357,370	100.0	575,956,898	100.0	572,763,413	100.0

(注)構成比の合計は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

2-6図 国保事業会計平成20年度決算内訳

